

出荷制限指示後の管理の考え方

ギンブナ（手賀沼（流入河川を含む。）及び手賀川）の出荷管理については、関係漁業協同組合及び関係市町と連携し、次の対策に取り組むこととして、万一不適切な事案が確認された場合には、すみやかに是正措置を講じる。

1 漁業者及び遊漁者対策

県は、関係漁業協同組合及び関係市町に対し、ギンブナについて出荷制限が指示された手賀沼（流入河川を含む。）及び手賀川においては、①所属組合員に対してギンブナを出荷しないように指導するとともに、漁獲又は採捕した場合はその場で放流するよう周知すること、②遊漁者に対してギンブナを採捕しないよう、また、釣り上げた場合はその場で放すよう、遊漁券の販売やホームページ等への掲載などを通じて周知することを、文書等により指導するとともに、その他、必要な周知を図る。

2 流通対策

県は、関係事業者等に対し、出荷制限が指示されているギンブナを扱わないこと、産地等を確認の上、適切な表示により、流通させることを要請する。

3 その他

与田浦、印旛沼、利根川本流については継続的に検査を行い、実態の把握について努めるものとする。